

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
物品番号	性質による分類	個別仕様書	
		仕様書番号	
		春基LPS-Q40025	
品 名 又 件 名 は 名	厨房器材の撤去及び据付	承認	令和5年3月1日
		作成	令和5年2月20日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
		作成部隊等名	基地業務群業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊春日基地における厨房器材の撤去及び据付について適用する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 役務期間・役務時間

調達要領指定書のとおり。

2.1.2 実施場所

調達要領指定書のとおり。

2.1.3 実施要領

調達要領指定書のとおり。

2.2 対象器材及び使用材料

2.2.1 対象器材

調達要領指定書のとおり。

2.2.2 使用材料

調達要領指定書のとおり。

3 品質保証

3.1 監督・検査

検査官は役務完了後、契約担当官の定める監督検査実施要領により実施する。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

4.1.1 秘密保全

a) 契約の相手方は支援を受けた図面は複製を作成することなく、本契約完了後確実に監督官へ返却し、漏洩を防止しなければならない。

件名	厨房器材の撤去及び据付
b)	契約の相手方は、本契約の履行にあたり知り得た航空自衛隊に関する知識を漏洩又は他に転用してはならない。
4.2 安全管理	
a)	契約の相手方は、現場代理人及び現場作業者に対し春日基地入門者取扱規則、春日基地車両運行等規則、その他関連法令法規類及び安全に関する教育を実施し、常に役務の安全に留意し事故の防止に努めるものとする。
b)	給養小隊の厨房内及び搬入場所への現場作業者の出入りの管理及び火災、盜難、その他の事故防止については現場代理人を通じ契約の相手方の責任において管理するものとする。
c)	給養小隊の厨房内及び搬入場所並びにその周辺にある既設構造物及び物品に損傷を及ぼさないよう、養生をはじめとする十分な防護措置を施すものとする。
d)	役務に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合はあらかじめ契約担当官等の承諾を受けるものとし、その取扱いは必要最小限度に留めるとともに細心の注意を払うものとする。
4.3 衛生管理	
	契約の相手側は、現場作業者の衣類（作業着）の衛生管理に細心の注意を払うものとし、厨房内の履物についても準備するものとする。
4.4 その他必要な事項	
4.4.1 立入り	
	調達要領指定書のとおり。
4.4.2 車両の乗り入れ	
	立ち入りに際し車両を乗り入れる際には、春日基地車両運行等規則に基づき手続きを実施する。
4.4.3 作業日程	
	やむを得ず作業時間を変更する必要がある場合、監督官に申し出てその承認を受けるものとする。ただしの場合においても、20時までには作業を終えて出門しなければならない。
4.4.4 官側における支援	
	契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合には、事前に調整のうえ次の事項について支援を受けることができる。
a)	設置場所への立入に関する事項
b)	搬入器材の保管に関する事項
c)	役務履行のため最低限の図面の貸出又は閲覧
d)	水及び電気の使用
4.4.5 特記事項	
a)	契約の相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに契約担当官等と協議するものとする。なお、請負金額の増減又は工期の延長を必要としない軽微な変更については契約担当官等の承諾を得たうえでこれを実施することができる。
b)	本仕様書及び図面に記載している寸法等についてはあくまで標準寸法であるため、実際の作業に際しては、必ず現地にて採寸を行い実施するものとする。
c)	本役務実施中、官の管理する施設及び物品に損傷を与えた場合は速やかに監督官へ報告し、その指示のもと原状回復を行うものとする。
d)	上記以外の事項は監督官の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	役(外) - 55
	調達要求年月日	令和6年1月17日
	作 成 部 課	基地業務群業務隊
	作成年月日	令和6年1月9日
件 名	厨房器材の撤去及び据付	
仕様書番号	春基LPS-Q40025	

指定事項 :

2.1.1 役務期間・役務時間

令和6年2月29日までに履行するものとし、役務時間は8時15分から17時までとする。(休憩時間1200~1300)。また喫食時間(1100~1300)を除く場合がある。

2.1.2 実施場所

航空自衛隊春日基地北地区給養小隊(厨房内)、南地区食堂及び飛行場地区食堂とし、細部は別図第1から別図第4のとおり。

2.1.3 実施要領

- a) 既設の厨房器材は、各地区設置場所の入口(別図第2、別図第3、別図第4)から撤去し、別図第1に示す搬入場所まで移動させる。
- b) 新設の厨房器材は別図第1に示す積載場所より積載し、各地区設置場所の入口(別図第2、別図第4)より厨房及び食堂内に搬入する。また各設置場所に示す配置において速やかに稼働できるように確実に設置する。
- c) 撤去した厨房器材のうち一つ(別図第2)を、他の地区(別図第3)に移設するものとする。

2.2 対象器材及び使用材料

2.2.1 対象器材 「撤去、据付及び移設する器材は、下表のとおりとする。」

下表

区分	品名	規格	製造会社	数量	設置場所
撤去	たて形ガス炊飯器1号	MRC-X3	マルゼン	1	北地区
	ガス加熱釜100L	CSP2-100F CSP3-100F	コメットカトウ	2	北地区
	給茶器	PTF-250H1WB	ホシザキ	2	北地区
	電気冷蔵庫	EXD-30RM2		1	飛行場地区
		301CD	大和冷機工業	1	南地区

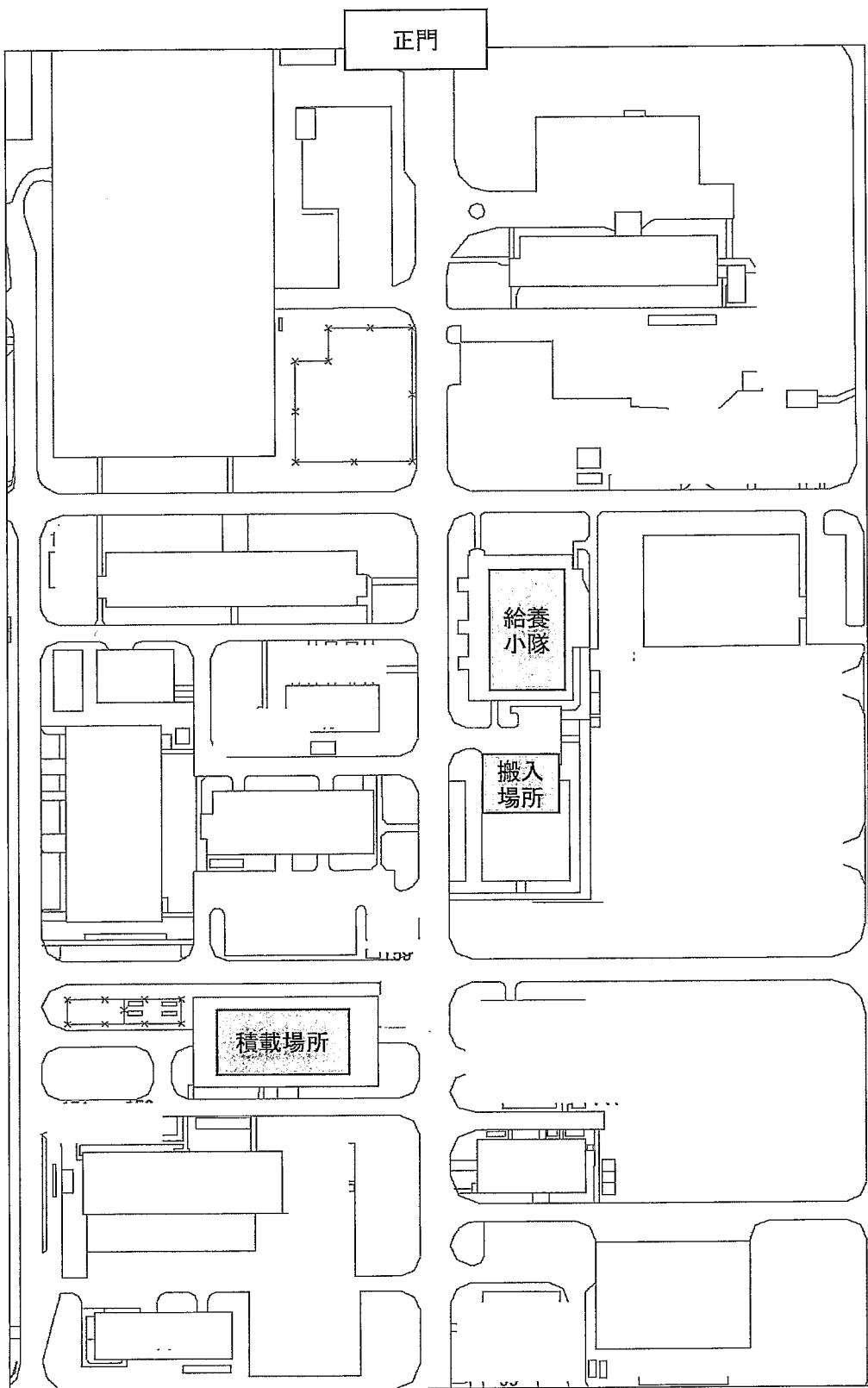
		HR-90Z	ホシザキ	1	北地区(移設)
区分 据付	品名	規格	製造会社	数量	設置場所
	たて形ガス炊飯器 1号	LGH-150	服部工業	1	北地区
	ガス加熱釜 100L	CSP3-100F	コメットカトウ	2	北地区
	給茶器	HPT-363LP	株式会社 L I C	2	北地区
				1	飛行場地区
	電気冷蔵庫	HR-90A-1	ホシザキ	2	北地区
		HR-90Z		1	南地区

2.2.2 使用材料 当該役務に必要な資材は契約相手側が準備するものとする。

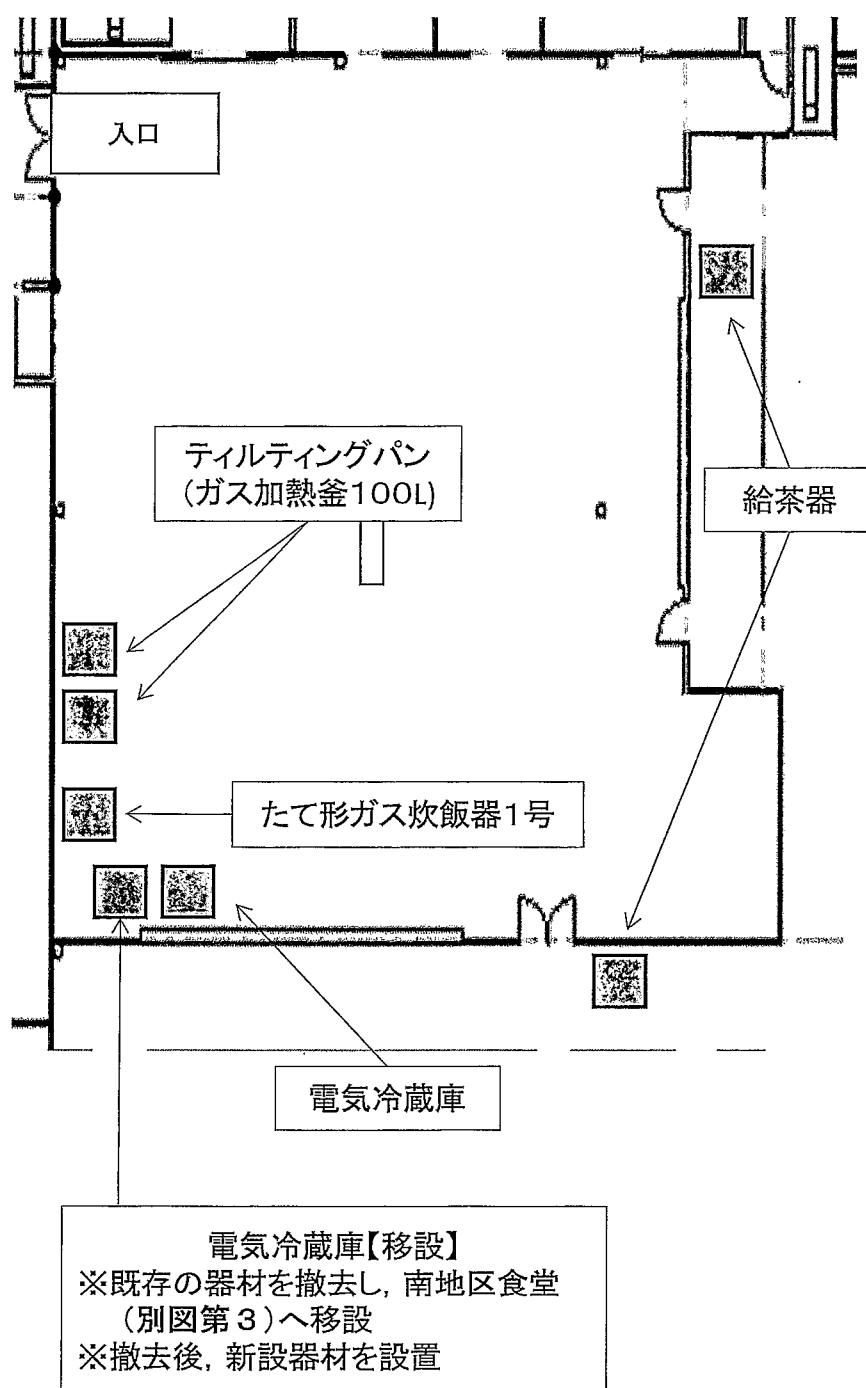
4.4.1 立ち入り

立ち入りは別図第1に示した場所及びその間の最短経路とし、役務の履行に不要な場所への立ち入りは認めない。ただし、緊急その他やむを得ない事態に際しては監督官もしくは基地警衛隊隊員へ指示を仰ぎ、その監督のもとにおいて立ち入り場所及び経路を変更することができるものとする。

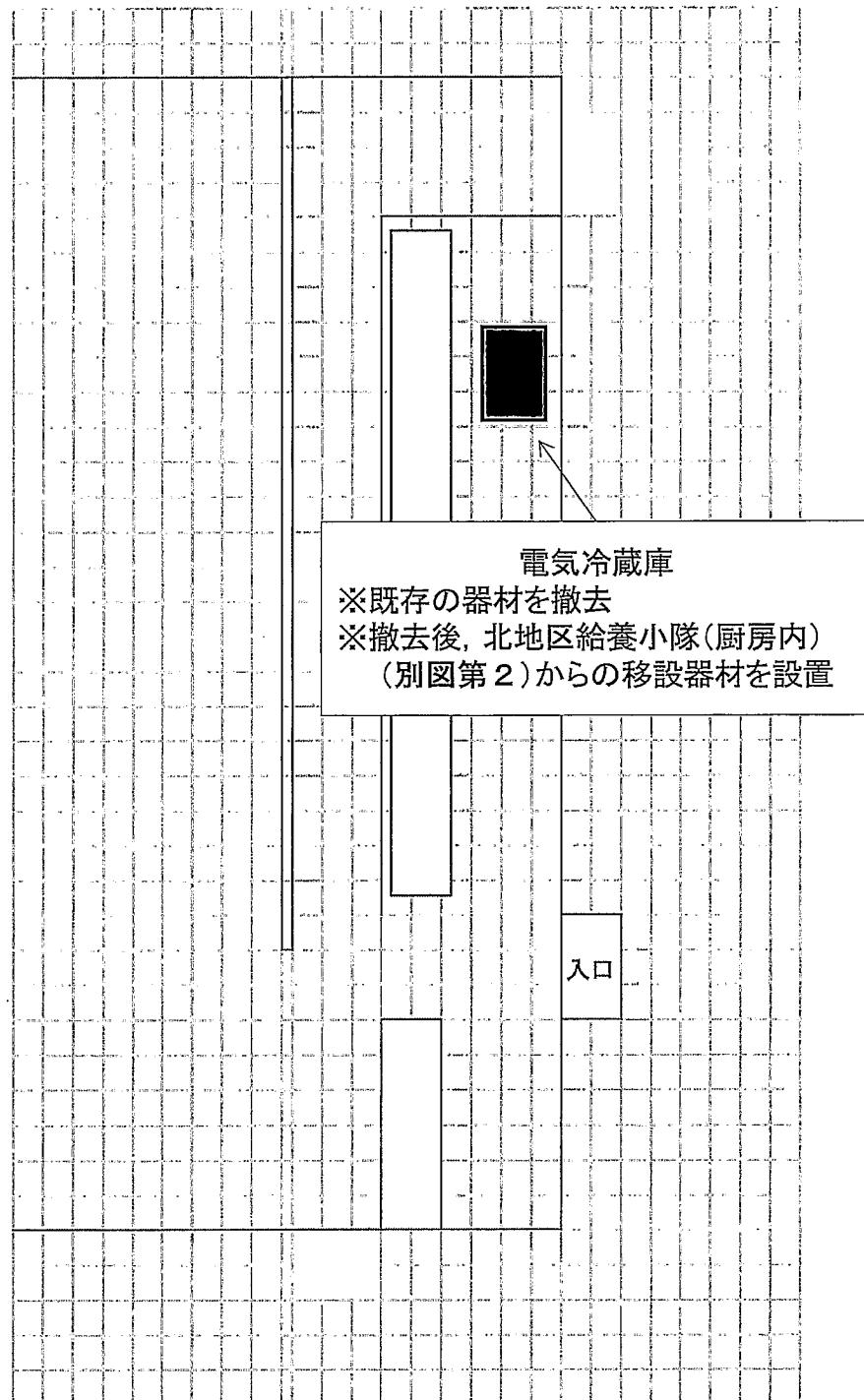
春日基地北地区



北地区給養小隊(厨房内)



南地区食堂



飛行場地区食堂

